（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

**第百六十八条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十六条第一項第一号中「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

**第百六十九条**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第五項第四号ハからホまで」を「第五項第四号ニからヘまで」に改める。

第七条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

第七条第五項第四号ヌ中「ト」を「チ」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リ中「ト」を「チ」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第十項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号中「ヌ」を「ル」に改める。

第七条の二第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまで」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

5　一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第七条の四第一項第一号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第二号中「第七条第五項第四号チからヌまで（同号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号リからルまで（同号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号リからルまで（同号ホ」に改め、同項第四号中「へまで又はチからヌまで」を「トまで又はリからルまで」に改める。

第八条の二第一項第四号中「ヌ」を「ル」に改める。

第九条第六項中「第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第九条の二の二第一項第一号中「ヌ」を「ル」に改める。

第十四条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第二号イ中「ト」を「チ」に改める。

第十四条の二第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号トに」を「前条第五項第四号イ又はチに」に、「前条第五項第四号ト又は」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

第十四条の三の二第一項第一号及び第二号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号ニ」を「第七条第五項第四号ホ」に改める。

第十四条の五第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号トに」を「前条第五項第四号イ又はチに」に、「前条第五項第四号ト又は」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

第十五条の二の六第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「第七条第五項第四号トに」を「第七条第五項第四号イ又はチに」に、「第七条第五項第四号ト又は」を「第七条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「、同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

**第百七十条**　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

第十二条第一項第一号を次のように改める。

一　心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

第十二条第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十九条第一項第五号中「第三号又は第五号から第七号まで」を「第二号、第四号又は第六号から第八号まで」に改める。

第二十二条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）

**第百七十一条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第六項第六号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。